

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の第八場合若し場合、 職員の給条第くは 与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）	第五項配偶者同行休業をした場合若しくは令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五條第一項の規定により派遣された場合	第八派遣職員派遣職員、 条の及び 三第という。） 五項	という。）及び令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣された職員（以下「博覧会協会派遣職員」という。） 又は派遣、派遣先企業（国と民間企業間の人事交流に関する法律（同法）と同じ。）又は博覧会協会（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会

[illegible][illegible]

技大会特別措置法施行令 (平成二十七年政令第二百五十六号)	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令 (平成二十七年政令第二百五十八号)	平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東三十三京パリ号)第二十七條第一項 競技大会第十七條第一項の規定 特別措置により派遣されている職員 (平成職員)	令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東三十三京パリ号)第二十七條第一項 競技大会第十七條第一項の規定 特別措置により派遣されている職員 (平成職員)	令和七年に開催さるる国際博覧会の準備 第十三号)及び運営のために必要 第二十七條特別措置に関する法律 第一項(平成三十一年法律 において第十八号)第三十五條 準用する第一項において準用す 同法第十條同法第二十五條第一 七條第一項の規定により派遣さ るる職員 ににより派遣されて いる職員
技大会特別措置法施行令 (平成二十七年政令第二百五十六号)	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令 (平成二十七年政令第二百五十八号)	平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東三十三京パリ号)第二十七條第一項 競技大会第十七條第一項の規定 特別措置により派遣されている職員 (平成職員)	令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東三十三京パリ号)第二十七條第一項 競技大会第十七條第一項の規定 特別措置により派遣されている職員 (平成職員)	令和七年に開催さるる国際博覧会の準備 第十三号)及び運営のために必要 第二十七條特別措置に関する法律 第一項(平成三十一年法律 において第十八号)第三十五條 準用する第一項において準用す 同法第十條同法第二十五條第一 七條第一項の規定により派遣さ るる職員 ににより派遣されて いる職員

この政令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。

附 則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年八月三日政令第二六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和五年二月一日政令第二七号）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。